

軽自動車税のグリーン化特例(軽課)について

令和6年度から令和8年度の課税において、三輪以上の軽自動車で、排出ガスの性能及び燃費性能の優れた車両については、グリーン化特例(軽課)を適用します。

グリーン化特例(軽課)とは、一定の環境性能を満たす車両について、取得した翌年度分に限り税率を軽減するものです。

対象車及び要件			税率の軽減割合
○電気自動車 ○天然ガス自動車(2009年排出ガス10%以上低減車または2018年排出ガス規制適合車)			75%軽減
○ガソリン車 ○ハイブリッド車(2005年排出ガス基準75%低減達成車または2018年排出ガス基準50%低減達成車に限る)	乗用営業用	2020年燃費基準達成かつ2030年燃費基準90%達成車	50%軽減
	乗用営業用	2020年燃費基準達成かつ2030年燃費基準70%達成車	25%軽減

軽減が適用された車両の税率(年額)は次のとおりです。

車両区分		グリーン化特例(軽課)適用の車両			特例適用外の車両
		概ね75%軽減	概ね50%軽減	概ね25%軽減	
三輪の軽自動車(総排気量660cc以下)		1,000円	2,000円	3,000円	3,900円
		1,000円	-	-	
四輪の軽自動車	乗用自家用	2,700円	-	-	10,800円
	乗用営業用	1,800円	3,500円	5,200円	6,900円
	貨物用自家用	1,300円	-	-	5,000円
	貨物用営業用	1,000円	-	-	3,800円

* 燃費基準の達成状況については、自動車検査証(車検証)をご覧ください。

* 概ね25%軽減については、令和7年度までの適用となっています。